

広島県告示第百九十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項の規定によって、次の樹木の集団を育種母樹林として指定する。

令和八年三月二日

広島県知事 横 田 美 香

指定 番号	指定採取 源の種別	樹種	所在地					本数 (本)	面積 (ヘクタール)	所有者		指定 年月日
			市 郡	町	大字	字	地番			氏名	住所	
―五 広育令七	育種母樹林	特定母 樹ヒノ キ	三次市	十日市 町			一〇一四 二番一	一〇〇	〇・〇三	日本製紙株 式会社	東京都北区王 子一丁目四番 一	令和八年三 月二日
―六 広育令七	育種母樹林	特定母 樹スギ	世羅郡	世羅町	津口		二七八八 番	三二二	〇・〇九	日本製紙株 式会社	東京都北区王 子一丁目四番 一	令和八年三 月二日
―七 広育令七	育種母樹林	特定母 樹ヒノ キ	三次市	和知町			二三八〇 番二、二 三八〇番 三、二三 八〇番 四、二三 八〇番 五、二三 八〇番 六、二三 八〇番 七、二三 八〇番 八〇番八	四〇八	〇・一一	日本製紙株 式会社	東京都北区王 子一丁目四番 一	令和八年三 月二日